

～介護福祉士を目指す学生を応援します！～



# 令和6年度 埼玉県

# 介護福祉士修学資金 貸付のご案内



指定介護福祉士養成施設に通い、介護福祉士を目指す学生の方へ学費等を無利子でお貸します。

この貸付金は、指定介護福祉士養成施設を卒業後、**埼玉県内の社会福祉施設等で5年間介護業務に従事した場合、返還が全額免除**されます！

## ◆貸付対象◆

指定介護福祉士養成施設（大学や専門学校など）の在学中で、介護福祉士として埼玉県内社会福祉施設等に勤務する意思のある方。

## ◆貸付額・貸付期間◆

\*下記を上限に**無利子**で貸付けます。

《在学期間》

学費

月額 **5万円**

+

《入学時》

入学  
準備金  
**20万円**

+

《卒業時》

就職  
準備金  
**20万円**

+

《在学期間》

国家試験  
受験対策費用  
1年度あたり

**4万円**

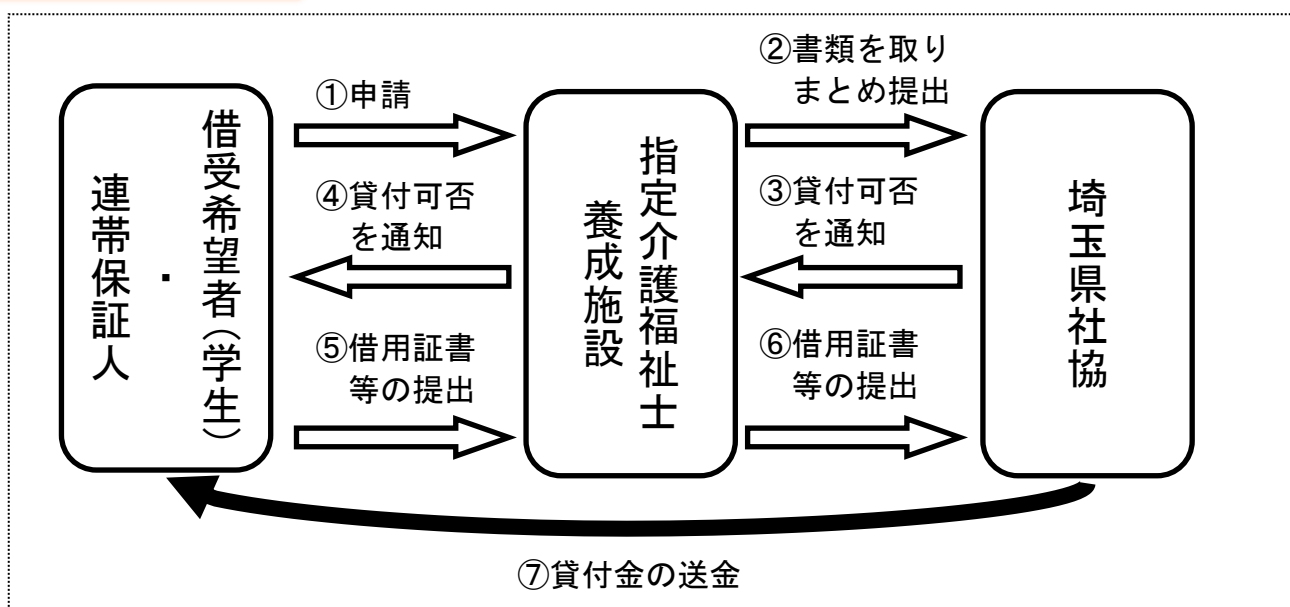
問合せ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター  
TEL 048-824-3370  
埼玉県 福祉部社会福祉課 施設指導・福祉人材担当  
TEL 048-830-3276

## ◆返還免除◆

指定介護福祉士養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録を行い、県内の社会福祉施設等に就職し、5年間継続して介護業務に従事した場合、借りた資金の返還が免除されます。返還免除には1年ごとに「業務従事届」等の提出など、所定の手続きが必要です。

## ◆貸付の流れ◆



## ◆申込み方法◆

在学する指定介護福祉士養成施設に申請書類を提出してください。

**※受付期間、窓口、方法は養成施設によって異なりますので、在学している養成施設の学務課・就職課等に必ずご確認ください。**

## ◆留意事項◆

- ・ 申請書類は養成施設が取りまとめ、埼玉県社会福祉協議会へ提出します。希望される方は養成施設の学務課・就職課等にご相談ください。
- ・ 貸付には審査があります。審査の結果により貸付できない場合があります。
- ・ 退学された場合、または5年間の介護福祉士業務に就くことができなかった場合には、貸付・契約を解除し、貸付けた資金を返還していただきます。
- ・ 貸付には連帯保証人が必要です。連帯保証人は、借受人と同等の債務を負います。

貸付内容や条件等の詳細、申請書類は  
県社協ホームページでご案内しています！

[https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/kaigoloan\\_2.html](https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/kaigoloan_2.html)



埼玉県社協マスコット  
「シャキたまくん」